

事業案内



次の50年に向けて

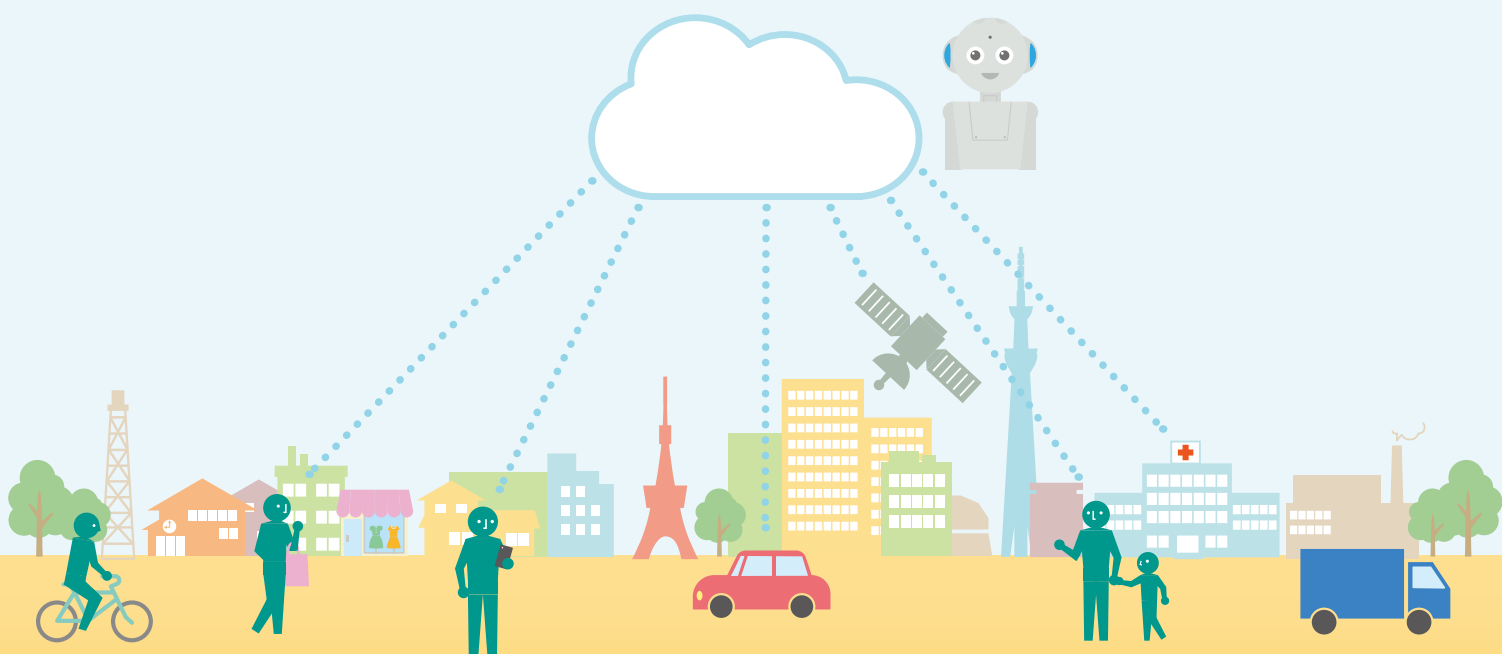
JIPDECが生まれた50年前にSFとして語られていたことが、今では私たちの実生活の中に現実として根付いています。

- ・ ネットの先にいる見えない相手を信頼して、プライベートな会話をしたり、重要な取引・契約を行う。
- ・ 様々なセンサーが個人や社会の動きをとらえ、そのデータをもとに人工知能が最適解を探し、さらにその答えをもとにロボットが行動をサポートする。

ITはあらゆるものの変化を加速させてきました。インターネット普及以前は、旧来の業務・手順の効率化・合理化という変化でしたが、現在では、産業構造や価値観、社会ルールを変化させるまでとなっています。そして、新たなステージに変化する社会の中では、これまでとはまったく異なる社会制度、信頼の枠組みが必要とされています。

昨年設立50周年を迎え、JIPDECは次の50年に向けた一歩を踏み出しました。これまで実施してきた事業を、これから先に求められるものへと進化させてまいりますので、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会



個人情報保護の推進

IoT時代では、これまで以上に個人情報を活用した様々なビジネスが創出され、一人ひとりの状態に合わせた支援やより付加価値の高いサービスを楽しむことができる社会に向かっていきます。その一方で、サービス提供を行う事業者には、消費者・社会からの信頼を守るため、巧妙化・高度化するサイバー攻撃やヒューマンエラー、内部犯行等のリスクに対し、高い意識を持って対応することが求められます。

● プライバシーマーク® 制度の運用

1998年よりJIPDECが運営する「プライバシーマーク®制度」は、事業者の個人情報を取り扱う仕組みとその運用が適切であるかを評価し、その証として、事業活動においてプライバシーマークの使用を認める制度です。

プライバシーマーク制度の審査基準は、JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム 要求事項」をベースにしており、個人情報保護法等、法令への遵守も包含しています。そのため、事業者にとっては、法令等への適合性はもちろんのこと、自主的に、より高いレベルの個人情報の管理体制を確立し運用していることを、取引先や消費者に分かりやすく示すことができる制度として活用いただいています。

制度運営開始から20年、日本国内では個人情報保護法の制定と改正およびJIS Q 15001の改正、国際的にはEUの一般データ保護規則の施行など、事業者における個人情報の保護と利用の重要性はますます高まっています。

JIPDECでは、プライバシーマーク付与事業者の方々に個人情報に関する様々な情報を提供するとともに、申請予定事業者に対する個人情報保護マネジメントシステム(PMS)の運用支援、各種セミナーの実施、消費者向けの啓発活動を通じて、制度の普及ならびに社会全体の個人情報に関する意識の向上に取り組んでいます。



改正個人情報保護法の全面施行により、個人情報取扱事業者には、データ利活用を進める際のデータ共有や提供の適切な対応が強く求められています。また、2018年5月に、EUのGDPR（一般データ保護規則）が施行されるなど、個人情報の保護を巡る国際法・規則の遵守はますます重要となっています。

●個人情報保護法に基づく認定業務の実施

（認定個人情報保護団体の活動）

JIPDECは、2005年6月に「個人情報の保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体として認定を受けて以来、消費者等から寄せられる対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情や事故の対応、また、個人情報等の取り扱いや昨年の同法全面施行により新たに同法の枠組みに加わった匿名加工情報に関する対象事業者への助言や情報提供を行っています。

さらに2016年1月から、APEC越境プライバシールールシステム（CBPRシステム）^{*1} におけるわが国初のアカウントビリティ・エージェント（AA）^{*2}として、国内事業者がAPEC域内エコノミーと相互に越境移転する個人情報の取扱いについて、APECプライバシーフレームワークへの適合性を審査・認証しています。

*1 APEC越境プライバシールールシステム（CBPRシステム）：APEC域内において国境を越えて流通する個人情報に対する、APEC域内の消費者や事業者、行政機関における信用を構築するシステム。APECにより2011年に運用が開始され、日本は2014年4月から参加しています。

*2 アカウンタビリティ・エージェント（AA）：CBPRシステムに参加を希望する事業者がAPECプライバシーフレームワークを満たす個人情報保護体制を構築・運用しているかを審査・認証する機関。JIPDECは2016年1月にAAとして認定されました。

インターネット上の情報の信頼性(トラスト)確保

インターネット上の情報の信頼性確保は、情報経済社会の進展には不可欠な条件です。そのためネットワークを利用して提供されるサービスが安心して利用できる環境を実現するための様々な活動に取り組んでいます。

● インターネットトラストの推進

■ JCAN(ジェイキャン)証明書を使った電子契約・なりすまし対策

電子契約や電子メールのなりすまし対策等に利用される、JIPDECの電子証明書「JCAN証明書」の普及に取り組んでいます。



【電子契約】

企業間取引等の電子化に伴い、電子契約サービス利用が増加しています(調査対象の43.1%が利用*)。電子契約の導入メリットは、①電子署名による手続のオンライン完結、②ペーパーレス化による印刷費や作業コスト削減、③印紙不要、④いつでも検索閲覧可能でコンプライアンス強化などの業務改善に有効です。

*2018年1月JIPDEC調べ「企業IT利活用動向調査2018」より

【なりすまし防止・改ざん対策】

①なりすましメール対策

送信者が特定できる電子署名を付け、なりすましメール対策を講じることが可能です。

②電子文書の作成者の証明や改ざん対策等

電子署名を付けることで作成者を特定できる真正性が担保され、改ざん防止に有効です。

さらに、電子文書の暗号化により、電子証明書をもつ者だけが閲覧でき、機密性も保持されます。

【アクセス認証】

自社内ネットワークやシステムへのアクセスを電子証明書をもつ者に限定することが可能です。

■ 安心マークによる電子メールの信頼性確保

送信ドメイン認証(DKIM)とサイバー法人台帳ROBINSを組み合わせ、電子メールのなりすましを防ぐ仕組み「安心マーク」の利用拡大を図ると共に、サイバー攻撃対策としての安心・安全な電子メール送受信環境の整備に努めています。



■ トラステッド・サービスの評価・情報提供の枠組み作り

インターネット経由で提供されるクラウドサービスは、電子契約をはじめとする多様な用途に広がっています。中小企業等の利用者が安心してこれらのサービスを選ぶためには、クラウドサービスの信頼性(トラスト)に関する情報の提供やサービス内容を評価する仕組み作りが必要となります。そのような信頼できるクラウドサービス(トラステッド・サービス)の評価や情報提供の枠組みの構築に取り組んでいます。



● ビジネス活動を支える法人情報基盤

サイバー法人台帳 ROBINS

■ サイバー法人台帳ROBINS(ロビンス)

「サイバー法人台帳ROBINS*」は、インターネット上の企業の実在性を含めた確かな法人情報を提供するデータベースです。①国税庁が公開する法人番号情報、②信頼できる第三者により確認された情報(社会保険労務士による「経営労務診断サービス」結果等)や、③政府による「法人インフォメーション」などの様々なオープンデータを取り込み、企業の所在情報や国、自治体などの調達、届出・認定実績など様々な活動実態を可視化したROBINSビジネスレポート(β版)の公開を開始しました。

ROBINSサービスサイト ▶ <https://robins.jipdec.or.jp/robins/>

*ROBINS:Reference Of Business Identity for Networked Society

■ 標準企業コード等登録管理サービスの実施

「標準企業コード」は、様々な業界、企業グループの電子データ交換・オンライン取引で採用されている企業を特定するためのコードです。JIPDECは、企業からの申請に基づき「標準企業コード」の登録・管理を行っています。

● 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務の実施等

わが国では「電子署名及び認証業務に関する法律(以下、電子署名法といいます。)」が2001年4月から施行され、電子署名が手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤が整備されました。また、電子署名に必要な電子証明書の発行等を行う特定認証業務のうち一定の基準を満たすものは、国の認定を受けることができる制度が導入されました。

JIPDECは電子署名法に基づく指定調査機関としての指定を2003年に受け、特定認証業務の設備と実施方法が、電子署名法で定められている基準に適合するかどうかの調査を実施しています。また、特定認証業務を行う者、その利用者等からの問い合わせや相談に対応して、情報提供、助言その他の支援業務を実施しています。

情報利活用に向けた調査研究・提言

IoT機器の普及、AIの進化により、センシングした膨大なデータを収集・分析・活用・流通する基盤が整いつつあります。また、グローバルなデータ流通も活発に行われるようになり、2018年5月に運用開始したEU一般データ保護規則（GDPR）をはじめ、データ利活用と保護のための制度整備が世界的に加速しています。産業界では、インターネット社会においてグローバルな企業活動を行う上で、これらの動向を注視し、迅速に対応することが要求されます。

● 情報利活用に向けた調査研究

データの利活用が進む中で、パーソナルデータの保護と利活用の両立、データの所有権・財産権等の権利問題、知的財産の有り方等が特に注目を集めています。JIPDECでは、これらの課題について国内外の最新動向を情報収集・分析を行うとともに、産学官のハブとなり、データ利活用のための社会基盤整備に向けた合意形成の場づくり、政府機関への提言等を行っています。

● 産学官連携による課題の検討、政府への提言

JIPDECは、電子情報の利活用に関する産業界のニーズ把握や産学官での問題意識の共有、新産業創出などを目的としたテーマ別コンソーシアムの事務局を務めています。これらのコンソーシアムで集約した意見をもとに、政府のIT施策に基づく提言を行うなど、データ利活用基盤の整備や制度設計等における政策支援を行っています。

▶ gコンテンツ流通推進協議会

地理空間（G空間）情報の利活用に関する検討

▶ 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム

パーソナルデータを取り扱うサービスのルール整備や利活用に関する検討

▶ アイデンティティ（ID）連携トラストフレームワーク・コンソーシアム

事業者とサービス利用者の信頼関係（トラスト）基盤の構築に関する検討

上記3つのテーマ別コンソーシアムのほか、セキュリティやプライバシー保護など、IT利活用社会全般に関する共通課題の検討やディスカッションを行う場として「次世代電子情報利活用推進フォーラム」を運営しています。ここでは、セミナーや研究会等を通じて、IT利活用社会における様々なテーマに関する情報収集・意見交換の場をご提供し、産学官の垣根を越えた活動を行っています。

セキュリティマネジメントの推進

近年、高度化・複雑化するサイバー攻撃の激化や企業等からの情報漏えい事件などを背景にして、組織における技術的・組織的など様々な側面からの包括的な情報セキュリティの確保がより一層重要になってきています。そのような中、情報セキュリティ等に係るマネジメントシステムへの期待が高まっています。

●情報マネジメントシステム構築に関する普及・啓発

JIPDECは、産業界等における情報マネジメントシステム定着及びその信頼性の確保のため、ISO/IEC 27001に基づくISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)適合性評価制度やISO/IEC 20000に基づくITSMS(ITサービスマネジメントシステム)適合性評価制度の推進など、国際規格に基づいた情報マネジメントシステムの普及拡大に向けて有用な情報の提供を行っています。さらに、クラウドサービスの信頼性確保のために、ISO/IEC 27017等のクラウドサービスに関連した規格に基づくISMSの普及に取り組んでいます。

また、近年、汎用技術やネットワークの活用が進み、社会・産業基盤を支える制御システムをサイバー攻撃から保護することも重要となっています。そのため、ISMSと合わせてCSMS(制御システムセキュリティマネジメントシステム)の普及に取り組んでいます。

●国際標準化活動への参画

JIPDECは、ISMSに関する国際標準化活動に参加し、情報セキュリティマネジメントシステムに関連する国際規格の策定・改訂に協力しています。また、これらの国際規格の策定・改訂動向を把握して、海外動向に関する最新の情報提供を行っています。

協会概要

■ **名 称** 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(英文名称:JIPDEC)
(法人番号:1010405009403)

■ **設 立** 1967(昭和42)年12月20日

■ **基 金** 39億9,900万円

■ **事業規模** 24億2,450万円(2018年度予算)

■ **職 員 数** 101名(2018年6月1日現在)

■ **組 織**

総務部

総務グループ TEL 03-5860-7551

経理グループ TEL 03-5860-7553

情報システムグループ TEL 03-5860-7554

インターネットトラストセンター

企画グループ、事業推進グループ TEL 03-5860-7562

標準企業コード TEL 03-5860-7560

電子情報利活用研究部

TEL 03-5860-7558

プライバシーマーク推進センター

TEL 03-5860-7563

審査担当 TEL 03-5860-7568

審査員登録担当 TEL 03-5860-7566

電子署名・認証センター

TEL 03-5860-7571

認定個人情報保護団体事務局

TEL 03-5860-7576

広報室

TEL 03-5860-7555

セキュリティマネジメント推進室

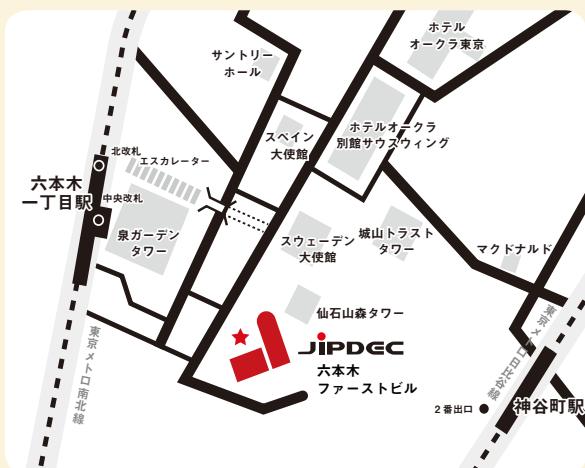
TEL 03-5860-7561

■ **関連法人**

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)

沿 革

- 1967年12月 財団法人日本情報処理開発センター(JIPDEC)設立 東京都港区芝公園三丁目5番8号に事務所を設置
- 1968年 9月 財団法人日本経営情報開発協会(CUDI)設立
- 1970年 3月 財団法人情報処理研修センター(IIT)設立
- 1976年 4月 CUDI、IITと統合し、財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)として発足
- 1984年 4月 情報処理技術者試験センター(JITEC)設置(～2004年1月IPAへ承継)
- 1985年 2月 産業情報化推進センター(CII)設置(～2000年3月)
- 1987年 6月 情報処理研修センターを中央情報教育研究所(CAIT)に改組(～2002年3月)
- 1992年10月 EDI推進協議会(JEDIC)設立(～2012年3月)
- 1995年 7月 STEP推進センター(JSTEP)設置(～1998年6月)
- 1995年10月 先端情報技術研究所(AITEC)設置(～2003年3月)
- 1996年 1月 電子商取引実証推進協議会(ECOM)事務局設置
- 1996年 4月 コンピュータ緊急対応センター(JPCERT/CC)事務局設置(～2003年6月 有限責任中間法人に移行)
- 1998年 4月 プライバシーマーク®制度運用開始
- 1998年 7月 STEP推進センターを企業間電子商取引推進機構(JECALS)に改組
- 2000年 4月 CII、JECALS、ECOMの3団体を、電子商取引推進協議会(ECOM)に統合(～2010年3月)
- 2000年12月 アジアPKIフォーラム推進協議会発足(～2008年3月)
- 2002年 4月 ISMS適合性評価制度の本格運用開始
- 2003年 4月 電子署名法に基づく指定調査機関として指定を受ける
- 2005年 6月 個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体として認定を受ける
- 2006年 4月 財団法人データベース振興センターを統合
- 2011年 4月 一般財団法人化に伴い、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)に改称
- 2011年12月 事務所を東京都港区六本木一丁目9番9号に移転
- 2012年 4月 JCAN証明書の本格運用を開始
- 2013年 7月 サイバー法人台帳ROBINSの本格運用を開始
- 2014年 4月 JIPDEC番号法PIA支援サービス開始(～2017年3月)
- 2015年 1月 民間企業におけるマイナンバー制度対応支援開始
- 2016年 1月 わが国初のAPEC/CBPRシステム アカウンタビリティエージェント(AA)として認定される
- 2017年12月 JIPDEC設立50周年



JIPDEC

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
(法人番号：1010405009403)

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

TEL 03-5860-7555 <https://www.jipdec.or.jp/>